

「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領の改訂案」
についての意見募集結果について

平成25年10月31日
消費者庁
消費者安全課

「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領の改訂案」について、平成24年8月8日から平成24年8月22日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、50件の御意見が寄せられました。

頂戴した御意見について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間

平成24年8月8日から平成24年8月22日

(2) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール等

2 意見募集の結果

意見提出者・団体数：15件

(内訳)

事業者 4件

個人 6件

団体 5件

意見総数

全件数 50件

3 提出された意見と消費者庁の考え方

別紙のとおり

以上

「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領の改定案」
についての意見募集における御意見の概要及び御意見に対する考え方

(注:本文中にいう消費者安全法第15条第1項は現在の同法第38条第1項を指す)

項目	意見の概要	意見に対する考え方
○ 前文		
	「本要領は、生命・身体被害に係らない消費者事故情報等の公表には適用されない」ことを明記する。	前文の中で御指摘の点がわかるよう配慮します。
第1・第2段落	重大な消費者被害の未然・拡大防止に向けて必要な情報を適時公表することは基本的に賛成するが、公表では迅速性とともに正確性も必要であり、関係者の守られるべき利益を考慮した公表が必要である。	「定期的な公表」において、消費者事故情報については、通知元に通知された事故等内容の確認を行っており、さらに、重大事故等に係る詳細情報を公表する場合は、原則として事業者に確認を行うこととしています。また、重大製品事故情報については、報告元である事業者に報告された事故内容の確認を求めています。これらの確認を通して情報の正確性の確保を図っており、今後も継続して徹底していくこととします。このほか、「III. 消費者安全法第15条第1項の規定に基づく公表」においては、「配慮事項」で「迅速かつ可能な限り正確な情報の提供に努める」とこととされており、「留意要素」で事業者や被害者などの個人の利益の保護が規定されています。上記のとおり公表に当たって情報の正確性を確保することは当然であり、関係者の利益に留意すべきものと考えています。
なお書	<p>「公表により事業者等に不利益が生じることが想定される場合においても、消費者の安全を確保するため、公表により得られる消費者の利益が事業者等の不利益を上回ると考えられる場合には、公表を行う。」について、消費者の安全確保という目的とは異なる利益性により公表の可否を判断する必要はないため、これを削除する。</p> <p>「公表により事業者等に不利益が生じることが想定される場合においても、消費者の安全を確保するため、公表により得られる消費者の利益が事業者等の不利益を上回ると考えられる場合には、公表を行う。」について、「消費者の利益」と「事業者等の不利益」の比較衡量にあたっての判断基準は、客観的な妥当性があり、かつ明確なものであること、また当該基準は予め公表すべき。また、確証ある事実に基づいて判断の検討・決定を行う必要がある。</p> <p>「公表により事業者等に不利益が生じることが想定される場合においても、消費者の安全を確保するため、公表により得られる消費者の利益が事業者等の不利益を上回ると考えられる場合には、公表を行う。」について、「消費者の利益」と「事業者の不利益」を比較するが、その方法、基準、判断の責任を明示する必要がある。</p> <p>「事業者等に不利益が生じることが想定される場合」に事故情報等を公表することは、消費者安全法第3条第2項「事業者による適正な事業活動の確保に配慮」に反するものであり、削除すべき。もしくは、「公表により得られる消費者の利益が事業者の不利益を上回る」とは具体的に誰がどのように判断するのか、比較衡量の方法、基準等を明確化し、予め公表すべき。</p>	御指摘の箇所については、「基本的な考え方」として理念を示したもので、なお、事故の内容は多様であって、一律に基準等を定めることは現実的には困難と考えています。このため、実際に運用する上では、「III. 消費者安全法第15条第1項の規定に基づく公表」の規定を参考に、当庁が個別に判断することを考えています。また、消費者の安全の確保は当然消費者の利益につながるものと考えており、分かりやすさも考慮し、記載しています。

全体	公表内容に誤りがあった場合の対応措置を明らかにしておくべき。仮に公表内容が事実と異なることが判明した場合、迅速に事実を公表して、関係事業者の信頼回復、利益擁護に努めることが定められるべき。	公表した内容が、その後の調査等により異なっていると判明した場合、消費者事故情報にあっては、数か月ごとに「通知された消費者事故等の対応状況について」において、最新の内容を公表することにしています。また、重大製品事故情報の場合、「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」において、製品に起因する事故ではないと判断する案件や製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件等を審議し、結果を公表しています。
	基本的に賛成するが、消費者の安全確保のためには、事故情報の収集・分析・公表のための体制をさらに充実・強化させ、より迅速に、可能な限り全ての事故の詳細な情報が消費者に提供され、国民の共有財産として自由に利用可能となることが必要であり、今回の改訂に止まらず、さらに一層充実・徹底した公表を行ってほしい。	御意見については、今後の業務の参考にします。なお、消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、関係機関から事故情報・危険情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムである「事故情報データバンクシステム」をウェブサイトで公開しています。 https://www.jikojoho.go.jp/ai_national_ssl/
○ II. 定期的な公表		
1.	消費者事故情報及び重大製品事故情報については、毎週定期的に情報を集約して公表することにしているが、公表時期を後倒しそれぞれ、迅速に公表するように修正する。 ①情報を集約する週と公表する週の関係を明確にされたい。 ②少なくとも、(1)については「翌週木曜日」に公表、(2)の「土曜日から火曜日までに報告された情報」については「火曜日の属する週の金曜日」に公表、「水曜日から金曜日までに報告された情報」については、「翌週火曜日」に公表すべきであるが、今後さらにタイムリーな情報公表ができるよう体制を整備されたい。	消費者事故情報及び重大製品事故情報の公表に当たっては、全ての情報について、事実の確認や公表の範囲等について検討する必要があります。また、関係行政機関及び関係事業者等とも必要に応じて調整する必要があることから、報告受理から原則1週間以内に公表することとしています。具体的には、消費者事故情報は月曜日から日曜日までに通知され受理した情報を集約し、木曜日に公表することを原則とし、重大製品事故情報は土曜日から水曜日までに報告され受理した情報については金曜日に、木曜日から金曜日までに報告され受理した情報については火曜日にそれぞれ集約した上で公表することを原則としています。
2. (1) ア	「b 消費者被害の発生又は拡大が想定されない場合」について、被害の発生が想定されるだけでも公表することが妥当なので、これを「b 消費者被害の発生が想定されない場合」に修正する。 「b 消費者被害の発生又は拡大が想定されない場合」について、「消費者事故」では、個別ケースで「被害が発生しない」ものとしても「消費者事故」として通報されたことから、これを削除することが適切ではないか。 「c 医療サービス分野等役務分野に係る事故等のうち、(以下略)」について、スポーツの試合中・練習中のけが等がプレイ内容・練習内容に起因するものと、用具に起因するものの線引きが単純には行えないため、これに「スポーツ分野」に係る事故等も加える。	公表の趣旨は、消費者被害の発生又は拡大の防止であるので、消費者安全法第38条第1項(旧第15条第1項)の規定に基づく公表と同様に消費者被害の発生又は拡大が想定されない場合は公表の必要がないと考えています。なお、消費者事故として通知されたものであっても「消費者被害の発生又は拡大が想定されない場合」は存在し得ることから、「b 消費者被害の発生又は拡大が想定されない場合」とすることとしています。
	「c 医療サービス分野等役務分野に係る事故等のうち、個別性のために因果関係(中略)の判断が困難な場合」について、「個別性」の意味が不明確であり、個別性が強いとみられる事故でも類似事故が起きる可能性を否定できないことから、これを削除することが適切ではないか。	「スポーツ分野」で生じる事象において、原因が必ずしも一概に特定できないとはいえないため、特に別の取扱いはせず、他分野と同様に通知元である関係府省等に確認しつつ、通知された内容を確認します。
		消費者事故として通知されたものであっても、個別の事情・原因によるものは存在し得ますので、御指摘の内容を反映することは適当ではないと考えられます。

	a・b・cの各場合についても、これら条項への該当性が緩やかに解釈されると、消費者に共有されるべき事故情報が十分に公表されないおそれがあるので、明らかに消費者事故でないことが明確であるもの以外については、原則として公表するものとされたい。	消費者事故情報は、事実確認の上、原則として公表することを旨としています。
2. (1) イ	事業者に対する事故等の内容の確認のため、公表が差し控えられたり、遅れたりすることのないような規定とされたい。また、確認を要しない場合が「著しく困難である場合」と規定することは狭きに失する。	通知元である関係府省や関連事業者等に事故等の内容を確認するため、公表が差し控えられたり、遅れたりすることがないよう、厳格かつ迅速に取り組みます。さらに、公表が遅れないようII. 1の規定にて公表日程を定めています。
2. (1)ア及び(2)	次に掲げる場合などを、公表の例外とする。 1. スポーツ中に重大事故が発生した場合であっても、そのスポーツで想定される範囲の事故である場合。 例：スキーにおける転倒、テニス・バドミントン等フットワークを必要とするスポーツにおける転倒 2. 社会生活での重大事故で、危険を避ける事が困難な場合、あるいはその危険は社会通念上予想される場合。 例：水に濡れた状態の床の上を歩いて転倒 3. その他、重大事故を回避する責任を製造者に課すことが、社会通念上、合理的でない場合。 例：子どもが包丁で手を切った（子どもの手の届く範囲に包丁を置いた保護者の責任）	御意見につきまして、1～3に関わる事象において、消費者事故又は重大製品事故とされるものも存在し得るため、他分野と同様に通知元である関係府省や事業者等に確認の上、消費者事故に該当するものは公表します。
2. (2)	重大製品事故情報の公表について、次の理由から公表の範囲を再度検討してほしい。 1. 公表により消費者に不要の誤解を招く可能性がある。 2. 事業者にとって風評被害を被る可能性がある。 (事故内容) スポーツ競技中の想定される事故 例 スキーで人にぶつかり転倒し怪我、バスケットやテニスで転倒して怪我 使用目的以外の使用による事故 例 濡れた路面や凍結した路面で専用シューズ以外を履いて転倒し怪我	1及び2に関わる事象において、消費者事故または重大製品事故とされるものも存在し得るため、他分野と同様に通知元である関係府省や事業者等に確認の上、消費者事故に該当するものは公表します。
2. (1)ア及びイ	製品名やメーカー名などを特定する詳細情報がなければ意味がないので、両方をまとめて「詳細情報は原則として公表する」とすることが適切ではないか。また、類似事故が多発している場合も詳細情報を原則公表する必要がある。	製品等の名称・型式、事業者名等の公表においては、消費者被害の発生又は拡大の防止の観点から、公表対象事案に係る事業者の信用その他正当な利益の保護にも留意しつつ、本改定案の要件に該当する場合に公表することとしています。

2. (2)	<p>重大製品事故情報について、スポーツに内包する危険要因(競技動作、身体状態等)と考えられる事故も多いことから、次の場合に公表の例外とする。</p> <p>1. スポーツ中に重大事故が発生した場合であっても、そのスポーツの想定範囲の事故である場合。 例) 陸上競技・バレー・ボール等のジャンプ動作での事故、バスケット・サッカー等の接触動作での事故、スキート倒事故、テニス・バドミントン等のフットワーク動作での転倒</p> <p>2. 社会生活での重大事故で、危険を避ける事が困難な場合、あるいはその危険は社会通念上予想される場合。 例) 雨天・降雪・凍結により濡れた路面やマンホール・タイル・大理石・側溝のふたなどの滑りやすい床面を歩行・走行中に転倒</p> <p>3. その他、重大事故を回避する責任を製造者に課すことが、社会通念上、合理的でない場合。 例) 人工芝スパイクでサッカーを行い転倒した場合</p>	<p>1～3に関わる事象において、消費生活用製品安全法第2条第6項に規定する重大製品事故に該当するものも存在し得るため、事業者等に確認の上、当該重大製品事故に該当するものは公表します。</p>
	<p>「(2) 重大製品事故情報</p> <p>重大製品事故情報については、報告元である事業者に報告された事故内容の確認を求め、当該重大製品事故に係る製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大が想定されない場合を除き、公表する。」について、「重大な危害の発生が想定されない場合」というのは論理的に理解し難いことなどから、これを削除するのが適切ではないか。</p>	<p>製品の態様、使用方法等により、それを原因とした「重大な危害の発生が想定されない場合」が存在し得ます。</p>
2. (1) イ及び 3. (1) イ	<p>消費者事故情報の詳細情報を公表する際、事故等に係る製品を製造等した事業者に事故等の内容について確認を行った結果、消費者庁と事業者との間で見解が異なった場合は、消費者により適切な情報を提供するため、事業者の意見も併せて公表すべき。</p>	<p>消費者事故情報は消費者生活センターからの報告内容と関係府省からの関連情報及び必要に応じて事業者からの情報を加味して公表しています。消費者庁と事業者との間で見解が異なった場合には、事業者と調整を行うとともに、消費者生活センター及び関係行政機関の意見を加味して、適切な情報を公表します。</p>
2. (2) 及び3. (2) イ	<p>「重大製品事故情報」を公表する際、事業者に報告された事故の内容について確認を行った結果、消費者庁と事業者との間で見解が異なった場合は、消費者により適切な情報を提供するため、事業者の意見も併せて公表すべき。</p>	<p>重大製品事故情報は事業者からの報告内容と関係行政機関からの関連情報を公表しています。消費者庁と事業者との間で見解が異なった場合には、事業者と調整を行うとともに、関係行政機関の見解等を加味して、適切な情報を公表します。</p>

3.	<p>消費者庁が公表する消費者事故情報や重大製品事故情報の内容について、事業者が必ずしも認めているわけではなくとも、将来的に民事・刑事裁判等で企業側の過失や事故原因・因果関係等に関する証拠として提出されることが想定されるので、「消費者庁独自の見解であり、事業者が公表内容を認めているという民事訴訟・刑事訴訟上の証明力を有するものではない」旨を追記すべき。</p>	<p>消費者庁が公表する内容について、民事訴訟・刑事訴訟上の証拠能力を有するかどうかは裁判上判断されるもので、消費者庁で決める性質のものではありません。</p> <p>消費者事故情報については、公表内容は速報段階のものであり、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではない旨、また、追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性がある旨、留意事項として表記しています。</p> <p>重大製品事故情報については事業者からの報告に基づいて作成しています。また、留意事項として、公表内容は速報段階のものであり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に關し、消費者庁として評価を行ったものではない旨、また、追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性がある旨、記載しています。</p>
3. (1) ア (イ)	<p>「製品名等（役務名、施設名等）」について、詳細情報である「製品等の名称」と明確に区別できるように、「製品の種類等（役務の種類、施設の種類等）」に変更する。</p> <p>「製品名等」について、「基本情報」では一般的な製品名の公表に留めることが妥当である。</p>	<p>「製品等の名称」と区別できるよう配慮します。</p> <p>「製品名等」については、一般的な製品名の公表とすることを想定しています。</p>
3. (1) イ	<p>①重大事故等に限らず、すべての消費者事故等について、国民の共有財産としての基本情報及び詳細情報が公表されるべき。</p> <p>②詳細情報が公表される場合が拡大することに強く賛成する。運用レベルでもできる限り公表することが必要であるという視点から積極的に公表されたい。</p> <p>③(イ)の「かつ」以下の要件については、事故の深刻さや多発性を問わず、より積極的に公表できるものとされたい。</p>	<p>現在の運用では、公表される重大事故等には速報段階のため事故原因が調査中のものも含まれており、事業者による適正な事業活動の確保等にも勘案しつつ公表をしております。引き続き厳格な運用に努めてまいります。</p>
3. (1) イ (イ)	<p>「因果関係があるか否かは不明であるが因果関係がある可能性が払拭されない場合」とは、具体的にどの程度の事態を想定するかの基準を明確化すべき。少なくとも、消防・警察などの関係当局が因果関係がない旨の見解を表明している場合は、事業者名等の詳細情報を公表すべきではない。また、「深刻な事故等」や「事故等が多く発生する」について、具体的な数値基準を定めて明確化すべき。</p>	<p>現在の運用では、消防・警察などの関係当局とは事前に調整を行っており、当該関係当局が因果関係がない旨の見解を表明しているときは、消費者事故情報の対象にはしていません。</p> <p>また、事故の態様等は多様であり、その状況等について一律の基準等を定めることは困難と考えています。</p>
3. (1) イ (2) イ	<p>重大事故等に係る製品等の名称・型式、事業者名等の情報（詳細情報）の公表について、製品の写真や不具合を明示したイラスト等も公表し、これを一般に使用できるようにしてほしい。</p>	<p>重大製品事故の公表に際しては、製品の写真やイラストを掲載しているものもあります。使用を御希望される場合は、個別に担当課にご相談ください。</p>

3. (1) イ (イ) (2) イ (イ)	<p>事実誤認や風評被害をもたらす危険性が高いことから、事故との因果関係が不確実な場合でも「詳細情報」を公表する具体的な基準を明確にするとともに、「原因は未確認」等のメッセージを現行以上に強調し明快に示して誤認防止を図るべき。</p>	<p>事故の態様等は多様であり、公表に当たっての一律に基準等を定めることは困難であると考えています。</p> <p>現在でも消費者事故情報については、公表内容は速報段階のものであり、現時点において調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではない旨留意事項として表記されています。</p> <p>重大製品事故情報についても、公表内容は速報段階のものであり、現時点において調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し消費者庁として評価を行ったものではない旨留意事項として記載しています。また、重大製品事故一覧の事故内容の中で、原因が未確定な場合には、原因を調査中である旨、記載しています。</p>
3. (2) ア	<p>「その他参考情報として、事業者から報告があった類似の製品事故に関する情報を公表することがある。」としているが、消費者庁による一方的な情報の公表により事業者は不利益を受けるおそれがあるので、「類似の製品事故」の範囲や公表する場合の要件を明確に規定すべき。</p>	<p>事故の態様等は多様であり、一律に基準等を定めることは困難と考えています。重大製品事故情報を公表する際には事前に事業者と調整を行い、適切な情報を公表しています。</p>
3. (2) イ	<p>①詳細情報が公表される場合が拡大することに強く賛成する。運用レベルでもできる限りまず公表することが必要であるという視点から積極的に公表されたい。</p> <p>②(イ)の「かつ」以下の要件については、危害の深刻さを問わず、より積極的に公表できるものとされたい。</p>	<p>公表の在り方に関する御意見として、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
3. (2) イ (イ)	<p>「イ 詳細情報の公表</p> <p>以下の場合に該当する事故については、基本情報に加え、詳細情報を公表する。</p> <p>(イ) 製品起因の事故であるか否かは不明であるが製品起因の事故である可能性が払拭されない場合であって、かつ、重大製品事故のうちでも深刻な危害が発生しているなど、当該事故の再発防止のために詳細情報の周知が必要と認められる場合」について、公表後に事故と製品に因果関係がないことが明確になった場合は、事業者及び消費者の無用な混乱を防止するためにも、「ただし、その後の調査によって製品等との因果関係がないことが明確となった場合は、その旨を直ちに公表する。」を追加する。</p>	<p>現行の要領の運用においても、調査の結果を踏まえて、製品起因による事故ではないことが明らかになった場合には、その結果を公表しています。</p>

<p>「イ 詳細情報の公表</p> <p>以下の場合に該当する事故については、基本情報に加え、詳細情報を公表する。</p> <p>(イ) 製品起因の事故であるか否かは不明であるが製品起因の事故である可能性が払拭されない場合であって、かつ、<u>重大製品事故のうちでも深刻な危害が発生しているなど、当該事故の再発防止のために詳細情報の周知が必要と認められる場合</u>」の下線部に関して、スポーツ用品では、スポーツに内包する危険要因と考えられる事故で、製品との因果関係が特定できにくいものがあり、また、その他の消費生活用製品の事故でも、製品起因の事故であるか否か、製品起因の事故である可能性が払拭されているか否かの判断は困難なものが多く、消費者に不要な不安、誤解や混乱を招く可能性もあることから、危害の深刻性・発生数・偶発性など、詳細情報の公表が必要だと認められる判断基準を明確化する。また、「重大製品事故のうちでも深刻な危害が発生しているなど」について、意見募集の冒頭の説明では、「深刻な事故が発生する、発生が多いなど、再発防止のため に・・・」となっており、「重大製品事故のうちでも深刻な危害が発生している、発生が多いなど」の方が理解しやすい。</p>	<p>事故の態様等は多様であり、一律に基準等を明確化することは困難と考えています。</p> <p>また、意見募集の冒頭説明中「深刻な事故が発生する、発生が多いなど、再発防止のために・・・」の部分は消費者安全法に基づく消費者事故情報に関する記述です（II.3（1）イ（イ）参照）。御意見の消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報に関する「発生が多い」という文言の追加については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<p>「イ 詳細情報の公表</p> <p>以下の場合に該当する事故については、基本情報に加え、詳細情報を公表する。</p> <p>(イ) 製品起因の事故であるか否かは不明であるが製品起因の事故である可能性が払拭されない場合であって、かつ、<u>重大製品事故のうちでも深刻な危害が発生しているなど、当該事故の再発防止のために詳細情報の周知が必要と認められる場合</u>」について、製品起因の事故である可能性が払拭されない場合の具体的な判断基準を明確にし、公表すべき。特に、消防庁など関係当局の見解を尊重して運用願う。</p> <p>「製品起因の事故であるか否かは不明であるが製品起因の事故である可能性が払拭されない場合」について、具体的にどの程度の事態を想定するかの基準を明確化すべき。少なくとも、消防・警察などの関係当局が製品起因ではない旨の見解を表明している場合は、事業者名等の詳細情報を公表すべきではない。また、「深刻な危害が発生している」について、具体的な数値基準により明確化すべき。</p>	<p>事故の態様等は多様であり、一律に基準等を明確化することは困難と考えています。</p> <p>公表に当たっては、消防・警察などの関係当局からの情報も考慮し、それら関係当局の見解を重視しており、当該関係当局が製品起因ではない可能性がある旨の見解を表明している場合は、原則的には基本情報として公表しています。</p>
<p>3. (2) イ (エ)</p> <p>「(エ) ガス機器・石油機器に係る重大製品事故である場合」について、次の点からこの項目を削除願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因が不明な事故に係る詳細情報を公表しても、使用者の不安を煽ることが懸念されるので、事故防止の観点から早期に原因究明した上で事故情報を公表すべき。 ・現在の運用は、ガス機器・石油機器のみが、製品起因かどうか不明な事故であっても、すべて詳細情報が公表されており、他の製品と同じ基準で公表してほしい。 	<p>平成18年に社会問題化したガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故等を契機として、製品事故情報の報告・公表制度を設けた改正消費生活用製品安全法が成立し、平成19年から施行されました。ガス機器・石油機器については、ひとたび事故が起きれば被害が重大であるため社会的要請にしたがって策定されたものであり、「(エ) ガス機器・石油機器に係る重大製品事故である場合」の項目を削除することは確立された枠組みを後退させることにもなるので、適当ではないと考えております。</p>

4.	被害発生から逐次推移する対応や被害鎮静の状況が、リアルタイムで消費者に認知されることで不要な混乱を防止することも可能であることから、これに留意した広報手順を検討し効果的に情報発信してほしい。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
	現行の基本要領にある「ホームページ掲載資料は…消費者被害の発生又は拡大の防止の観点からそのまま掲載し続ける必要性が低下したときは適切に修正する。その場合は、脚注などで修正理由を施す。」を改定案でも引き続き規定すべき。	御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。
○ III. 消費者安全法第15条第1項の規定に基づく公表		
1. 【考慮要素】	消費者安全法第15条第1項の規定に基づく公表を行うか否かの判断を行う際の「考慮要素」に関して、「被害の程度」や「事故等の発生数」などの具体的な数値基準を示すべき。	事故の様相等は多様であるため、個別事案ごとに予め具体的な数値基準を設定するのは適当ではないと考えます。
	「事故等の発生数」、「事故等の発生の拡大可能性」について、「事故等」の「等」とは何かを明確に記載すべき。	「消費者事故等」は、消費者安全法第2条第5項において定義されている「消費者事故等」と同一の概念です。
	「消費者による認知度」について、改訂案では「同種・類似の消費者事故等の発生についての消費者の認知度が低いか否か」に修正されたが、現行どおり「・事故の新奇性：通常予見される使用形態における通常有すべき安全性について広く知られているか否か」とすべき。	消費者にとっての分かりやすさを重視した表現に変更したもので、従前のものと意味が異なるものではありません。
	「消費者による認知度」を考慮するのであれば、認知度が「低い」とは言えない場合の周知が十分に行われない懸念があるので、「消費者の認知度が低いか否か」ではなく、「消費者の認知度が既に十分に高いか否か」とすべきではないか。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
1. 【留意要素】	「・事業者の特定に関する情報： ① 公表対象事案に係る事業者・製品等の信用その他正当な利益の保護 ② 同種・類似事業を営む他の事業者・製品等の信用その他正当な利益の保護」 について、事故に遭わない法人を考慮する理由はないため、これを削除する。	「事故に遭うか否か」にかかわらず、事業者にも保護されるべき正当な利益があると考えます。
1. 【留意要素】 2. 【配慮事項】	【留意要素】、【配慮事項】の遵守を要望するとともに、事業者において適切な消費者対応を準備するためにも、必ず事前に、公表内容が速やかに通知されることを要請する。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

2. 【配慮事項】	<p>「・事業者に特別の損失を生じさせるおそれがある場合等には、公表前に事業者に対して意見陳述の機会又は意見書の提出の機会を付与する。ただし、緊急性が高く止むを得ない場合は例外的な取扱いができる。」について、事業者名等が公表される場合は、すべからく事業者に意見陳述の機会が与えられるべき。できない場合でも、「緊急性が高く止むを得ない場合」の判断要件・基準を明確に定める必要がある。</p> <p>「緊急性が高く止むを得ない場合」の要件について、要件が明確ではなく対象が際限なく拡大するおそれがあるため、限定列挙するなど、具体的に規定すべきである。</p>	「緊急性が高く止むを得ない場合」の態様は多様であり、一律に判断要件、基準を明確化することは困難と考えています。
その他	基本要領の内容に不足はないが、これまでに消費者安全課から消費者安全法第15条の規定に基づく注意喚起が行われたことがなく、同条に基づく注意喚起とその他の注意喚起の優先順位が不明確。同条に基づく注意喚起が行われていたのであればその際に根拠条文を示すべきである。	御意見については、引き続き検討させていただき、第38条（旧第15条）の注意喚起に当たっては、その根拠を明確に示すこととします。
○ IV. 社会的影響等を勘案した公表		
	詳細情報の公表後、詳細情報に係る事業者・製品との因果関係はなかったことが確定した場合、当該事業者の蒙った損失の賠償責任について、明示されるべき。	御指摘の場合の賠償責任は、国家賠償法で定められているものが考えられます。
○その他		
全体	全般的に、今回の改訂で「公表」を充実させる方向に向かうことは賛成。さらに、消費者の安全確保のために、より迅速で網羅的な充実した「公表」にも対応できるよう、事故情報の収集・分析・公表の体制を一層強化し、基本要領をさらに見直してほしい。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。